

# 健康診断を実施されましたか！？

## その結果報告書は提出されましたか！？

貴事業場では、本年中  
に労働者の健康診断を実  
施しましたか？また、  
結果報告はお済みですか？

次のような定めがありま  
す。未報告の場合は、速  
やかに報告してください。  
1月末頃時点で、報告  
のない事業場へは、監督

署より文書による督促を  
行なことがありますので、  
ご留意ください。

### 1、一般定期健康診断

すべての事業場で実施  
が必要です。さらに、労  
働者数50人以上の事業場  
は、監督署に結果報告を  
しなければなりません。  
報告が50人以上に限ら  
れているため、49人以下の  
事業場は健診を行わない  
事でよいと誤解する例が  
あるようです。小規模事  
業場であっても健診実施

は必要ですでの、ご注意  
ください。  
なお、派遣労働者にか  
かる定期健康診断につい  
ては、派遣元事業場に実  
施義務があり結果報告に  
ついても、派遣元事業場  
が行なうこととなります  
でご注意ください。

### 2、特殊健康診断

有機溶剤業務、鉛業務  
など 対象業務（表1参  
照）がある場合に必要と  
なります。

対象業務のあるすべて  
の事業場は、健診を実施  
し、監督署へ結果報告を  
しなければなりません。

健診実施・報告とも、  
事業場規模による除外は  
ありませんので注意して  
ください。

なお、派遣労働者にか  
かる特殊健康診断につい  
ては、派遣先事業場に実  
施義務があり結果報告に  
ついても、派遣先事業場  
が行なことになります  
でご注意ください。

報告種別	様式
定期健康診断結果報告書	安衛則 様式6号
特殊 健康 診断	有機溶剤等健康診断結果報告書
	有機則 様式3号の2
	鉛健康診断結果報告書
	鉛則 様式3号
	四アルキル鉛健康診断結果報告書
	四鉛則 様式3号
	特定化学物質健康診断結果報告書
	特化則 様式3号
	石綿健康診断結果報告書
	石綿則 様式3号
	高気圧業務健康診断結果報告書
	高圧則 様式2号
	電離放射線健康診断結果報告書
	電離則 様式2号
	じん肺健康管理実施状況報告
	じん肺則 様式8号
	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書
	――――――

(表1) にあります各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のサイトよりダウンロードすることができます。

厚生労働省サイトのトップページ→「雇用・労働」→「労働基準情報」→「事業主の方へ」→「労働基準関係法令の主要様式・手続」→「安全衛生関係主要様式」、に掲示されています。

もししくは次のアドレスを入力してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei36/index.html>

(注意) この各種報告書はOCR様式となるため、印刷に関してはダウンロードページにあります「印刷時の注意事項」をご確認ください。

(表2) じん肺健診等の実施頻度について

じん肺法8条の区分		種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
第1号	所見なしで、 常時粉じん作業	じん肺健診	○	/	/	○	/
		肺がん検査	/	/	/	/	/
第2号	管理2、3で、 常時粉じん作業	じん肺健診	○	○	○	○	○
		肺がん検査	○	○	○	○	○
第3号	管理2で、 現在は非粉じん作業	じん肺健診	○	/	/	○	/
		肺がん検査	○	○*	○*	○	○*
第4号	管理3で、 現在は非粉じん作業	じん肺健診	○	○	○	○	○
		肺がん検査	○	○	○	○	○

- じん肺健診は、区分ごとに上記の頻度で実施する必要があります。
- 平成15年4月1日より、管理2または3の労働者については、合併症の検査の一つとして「肺がんに関する検査」を行うことが義務づけられました。
- 上表で※印の場合は、一般定期健康診断の機会をとらえて肺がん検査を実施します。それ以外は、じん肺健診とあわせて実施します。

### 3、じん肺健康診断

粉じん作業のある事業場および、過去に粉じん業務に従事したことのある労働者で、じん肺有所見者が在籍している事業場は、健診の実施と監督署への結果報告が必要です。事業場規模による除外はありません。

また、じん肺の報告書には、健診結果だけではなく、じん肺に関する、労働者の管理状況もあわせて記載する必要があります。他の報告書と異なる点がありますので、次のこととに特に注意をお願いします。

①表2のように、じん



肺健診は、三年に一回実施すればよい場合もあります。しかしこの場合でも、監督署への報告は毎年必要です。健診を行つていないう年も労働者の管理状況について、記載する必要があるためです。

②労働者の管理状況については、毎年12月末日の状況を記載します。報告はその後、1月～2月末の間に行つてください。健診実施後、すぐに報告する例が多く見られますが、じん肺に限つては、12月末日以前に報告するのは正しくありません。ご注意ください。

## 「特別条項付き、時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」 を締結される事業場の皆様へ

名古屋北労働基準監督署

平成22年4月1日の改正労働基準法の施行とともに、限度時間を超える時間外労働の抑制を目的とする基準の改正が施行されたことにより、特別条項付き時間外労働・休日労働に関する協定を締結する場合は、次の事項にご注意いただく必要があります。

- ① 特別条項付き協定には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定める。
- ② ①の割増賃金率は、法定の25%を超える率とするよう努める。
- ③ 特別条項付き協定で定める延長時間は、できるだけ短くするよう努める。

特に①の事項については、1カ月間、1年間のそれぞれの割増賃金率を協定届に未記入で提出されている事業場が見受けられます。記載例をご参照のうえ、適正な協定の締結、届出にご注意ください。

(編集より=様式第9号のダウンロードは、愛知労働局のホームページ、トップページ「お役立ち情報」の中にある「法令・様式集」→「様式集」→「労働基準法関係届出等様式ダウンロード」→「4. 労働時間関係」に掲載されています。

なお、平成25年3月号の『Meihoku』に記載例及び様式第9号を掲載する予定です)

記載例(愛知労働局ホームページより)

不明な点がありましたら、名古屋北労働基準監督署監督係（☎052-961-8653）までお問い合わせください。